

議案第 5 5 号

さいたま市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について  
さいたま市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 1 年 2 月 3 日提出

さいたま市長 相 川 宗 一

さいたま市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

さいたま市道路占用料徴収条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 2 5 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表（第 3 条関係）				別表（第 3 条関係）			
占 用 物 件		占 用 料		占 用 物 件		占 用 料	
		単 位	金 額			単 位	金 額
法第 3 2 条第 1 項 第 1 号に 掲げ る工 作物	第 1 種電柱	1 本に つき 1 年	<u>1,400円</u>	第 1 種電柱	1 本に つき 1 年	1,000円	
	第 2 種電柱		<u>2,100円</u>	第 2 種電柱		<u>1,600円</u>	
	第 3 種電柱		<u>2,900円</u>	第 3 種電柱		<u>2,200円</u>	
	第 1 種電話柱		<u>1,200円</u>	第 1 種電話柱		<u>930円</u>	
	第 2 種電話柱		<u>2,000円</u>	第 2 種電話柱		<u>1,500円</u>	
	第 3 種電話柱		<u>2,700円</u>	第 3 種電話柱		<u>2,100円</u>	
	その他の柱類		<u>120円</u>	その他の柱類		<u>72円</u>	
	共架電線その他 上空に設ける線 類	長さ 1 メートルにつ き 1 年	<u>12円</u>	共架電線その他 上空に設ける線 類	長さ 1 メートルにつ き 1 年	<u>10円</u>	
	地下に設ける電 線その他の線類	つき 1 年	<u>7円</u>	地下に設ける電 線その他の線類	つき 1 年	<u>5円</u>	
	路上に設ける変 圧器	1 個に つき 1 年	<u>1,200円</u>	路上に設ける変 圧器	1 個に つき 1 年	<u>700円</u>	
地下に設ける変 圧器	占用面 積 1 平 方メー トルに つき 1	<u>750円</u>	地下に設ける変 圧器	占用面 積 1 平 方メー トルに つき 1	<u>480円</u>		

	年		
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>2,500円</u>	
郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>1,000円</u>	
広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>8,800円</u>	
その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	<u>2,500円</u>	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	長さ1メートルにつき1年	外径が0.07メートル未満のもの	<u>73円</u>
		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	<u>100円</u>
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	<u>160円</u>
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	<u>210円</u>
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	<u>310円</u>
		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	<u>420円</u>
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	<u>730円</u>
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	<u>1,000円</u>

	年		
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>1,400円</u>	
郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>600円</u>	
広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>4,400円</u>	
その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	<u>1,400円</u>	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	長さ1メートルにつき1年	外径が0.1メートル未満のもの	<u>110円</u>
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	<u>170円</u>
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	<u>230円</u>
		外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの	<u>460円</u>
		外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの	<u>1,100円</u>

		の			
		外径が1メートル以上のもの			2,100円
		法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			2,500円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.004を乗じて得た額	
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの		Aに0.008を乗じて得た額	
	上空に設ける通路			4,400円	
	地下に設ける通路			2,600円	
その他のもの			2,500円		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1日		88円
	その他のもの		占有面積1平方メートルにつき1月		880円
令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月		880円
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年		8,800円
	標識		1本につき1年		2,000円
	旗ざお	祭礼、縁日その他	1本に		88円

		外径が1メートル以上のもの			2,300円
		法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			1,400円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.003を乗じて得た額	
		階数が2のもの		Aに0.005を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの		Aに0.006を乗じて得た額	
	上空に設ける通路			2,900円	
	地下に設ける通路			1,500円	
その他のもの			1,400円		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1日		44円
	その他のもの		占有面積1平方メートルにつき1月		440円
令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月		440円
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年		4,400円
	標識		1本につき1年		1,100円
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し	1本に		44円

		の催しに際し、一時的に設けるもの	つき1日	
		その他のもの	1本につき1月	<u>880円</u>
幕（令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日		<u>88円</u>
	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月		<u>880円</u>
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月		<u>8,800円</u>
	その他のもの			<u>4,400円</u>
令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートルにつき1月		<u>880円</u>
令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設				<u>250円</u>
令第7条第6号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物			Aに <u>0.011</u> を乗じて得た額
	その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1年		Aに <u>0.008</u> を乗じて得た額

		し、一時的に設けるもの	つき1日	
		その他のもの	1本につき1月	<u>440円</u>
幕（令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日		<u>44円</u>
	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月		<u>440円</u>
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月		<u>4,400円</u>
	その他のもの			<u>2,200円</u>
令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートルにつき1月		<u>440円</u>
令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設				<u>140円</u>
令第7条第6号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	階数が1のもの		Aに <u>0.006</u> を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに <u>0.009</u> を乗じて得た額
		階数が3のもの		Aに <u>0.011</u> を乗じて得た額
		階数が4以上のもの		Aに <u>0.013</u> を乗じて得た額
	その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1年		Aに <u>0.006</u> を乗じて得た額

令第7条第8号に掲げる応急仮設建築物	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに0.011を乗じて得た額			
	その他のもの	Aに0.025を乗じて得た額			
令第7条第9号に掲げる器具		Aに0.025を乗じて得た額	令第7条第8号に掲げる器具	Aに0.018を乗じて得た額	
備考 [略]			備考 [略]		

## 附 則

### ( 施行期日 )

- この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、別表令第7条第8号に掲げる器具の項の改正（「第7条第8号」を「第7条第9号」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

### ( 経過措置 )

- この条例による改正後のさいたま市道路占用料徴収条例別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の占用に係る占用料について適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。
- 前項の規定にかかわらず、施行日前に開始し、施行日以後に終了する占用であって、占用期間が1年未満であるものに係る占用料については、なお従前の例による。